

第1章 総 則

第1条(名称)

本クラブは、さくらスポーツクラブ(以下「クラブ」という)と称し、事務局は、クラブハウスパティオ(高槻市栄町3丁目11番2号)内に置く。

第2条(目的)

クラブは、スポーツを通じて子どもたちの健やかな成長、親子のふれあい、高齢者の健康、多種多様なスポーツを楽しむ人間味豊かな街づくりによるふる里創生に尽くすことを目的とする。

第3条(事業)

クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種目スポーツスクール、スポーツサークルの設置
- (2) スポーツ教室および各種スポーツ大会等の開催
- (3) 健康、体力相談事業
- (4) 各種研修会の開催
- (5) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

第4条(クラブの構成)

クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会員
- (2) 登録指導者
- (3) その他、運営委員会において認めた者

第5条(クラブの運営)

クラブの事業運営のために、運営委員会、常任委員会、役員会を設置する。

- 2 事業の企画、運営を専門的に行うために、専門部会を設置することができる。専門部会の種類、構成、職務については別に定める。

第3章 役 員

第6条(役員)

クラブに次の役員を置く。役員は運営委員会で選出する。

- (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名 (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名 (5) 会計 1名 (6) 会計監査 2名

- 2 前項の役員その他、必要に応じて顧問を置くことができる。
(役員任期)

第7条

役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、常任委員の中から、速やかに補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第8条(役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、クラブを代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐して運営にあたり、委員長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 事務局長は、クラブの事務を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐して事務を行い、事務局長に事故ある時はその任務を代行する。
- (5) 会計は、クラブの会計を処理し、決算および会計報告に関する任務にあたる。
- (6) 会計監査は、クラブの会計を監査する。

第4章 会 議

第9条(会議)

クラブの会議は、委員長がこれを招集する。

会議は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第10条(運営委員会)

運営委員会は、クラブの最高議決機関であり、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、毎年1回の定期総会、必要に応じ臨時総会を開催する。
- 3 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関する重要な事項を議決する。

第11条(運営委員)

運営委員は、次の各号にあげる者の中から運営委員会で選出する。

- (1) 会員
- (2) 地域内スポーツ・青少年・PTA団体より選出された者
- (3) その他、常任委員会で承認された者

第12条(常任委員会)

常任委員会は、運営委員会で決定された方針に基づき、クラブの業務を執行する。

- 2 常任委員会は、会計監査を除く役員と常任委員で構成する。
- 3 常任委員会は、必要に応じ開催する。

第13条(常任委員)

常任委員は、運営委員のなかから運営委員会で選出する。

第14条(運営委員、常任委員の任期)

運営委員、常任委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 運営委員、常任委員に欠員が生じたときは、役員会の判断により常任委員会の承認をえて補充することができる。

第5章 会 員

第15条(会員資格)

クラブは、原則として高槻市立柳川中学校および第三中学校校区内の住民および本規約に賛同するものを会員とする。

第16条(入会・退会)

クラブの入会および退会に関する手続きについては別に定める。

第17条(除名)

クラブは、第15条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第18条(会費)

会費は次のものをいう。

- (1) 入会金
- (2) 年会費、月割会費
- (3) 受講料、参加料
- (4) その他

第19条(会費の不返還)

一度納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

第6章 会 計

第20条(資金)

クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業などによる収入
- (3) 国、府、市からの補助金
- (4) 寄附金、協賛金
- (5) その他

第21条(予算および決算)

クラブの予算、決算は運営委員会総会の議決・承認を得なければならない。

第22条(会計年度)

クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

第23条(事故の責任)

会員は、クラブのクラブ活動に際しては、クラブの管理責任者又は指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 前項に違反して行動した結果において、盗難、傷害等の事故が起こった場合はクラブおよび管理責任者、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第24条(保険の加入)

会員は、自己の責任においてスポーツ安全保険に加入しなければならない。

クラブはその活動中の傷害についてはスポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

- 2 スポーツ安全保険に未加入の者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

第8章 細 則

第25条(細則)

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、常任委員会の議決によって定める。

第26条(規約の改正)

本規約は、運営委員会の議決によって随時改正することができる。

附則

1. 本規約は、平成14年7月1日から施行する。
2. クラブ発足当初の役員、運営委員、常任委員は、本規約第6条、第11条および第13条の規定に関わらず別に定める。
3. クラブ設立当初の役員、運営委員、常任委員の任期については、本規約第7条および第14条の規定に関わらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。
4. クラブ設立当初の会計年度については、本規約第22条の規定に関わらず、設立の日から平成15年3月31日とする。